

医療機関等向け

資格確認限定型オンライン 資格確認等システム 運用マニュアル

■ 令和 8 年 10 月 1 日 1.90 版



医療情報基盤・診療報酬審査支払機構
Japan Healthcare Payment & Digital Transformation Services

改訂履歴

日付	版数	改訂内容
令和6年1月31日	β版	-
令和6年4月1日	初版	・本格運用開始、助産所の運用テスト開始による関連情報のアップデートに伴う内容の更新
令和6年7月29日	1.10 版	・マイナ資格確認アプリのアップデート（コピー機能、資格確認結果検索追加等）に伴う内容の更新 ・第3章の質問と回答について、内容を修正・追記
令和6年10月1日	1.20 版	・マイナ資格確認アプリのアップデート（スクリーンショットの制御やテンキーへの対応等）に伴う内容の更新 ・第2章「資格確認結果の取扱い・留意事項」について、内容を追記 ・第3章の回答について、内容を追記
令和6年11月5日	1.30 版	・経過措置対象施設のテスト利用開始による関連情報のアップデートに伴う内容の更新 ・対象別（施術所等・医療機関等）に資格確認限定型オンライン資格確認等システム運用マニュアルを分割 ・自衛官診療証対応に係る軽微な修正 ・保険証一体化制度施行に伴う内容の更新
令和6年11月29日	1.40 版	・顔写真なしマイナンバーカードの新規導入に係る更新
令和6年12月23日	1.50 版	・資格確認限定型オンライン資格確認等システムにおけるレセコン連携機能、照会番号登録機能開始に伴う内容の更新
令和7年4月6日	1.60 版	・マイナ資格確認アプリの同意画面の改善（限度額適用認定証情報の提供同意画面の省略）に伴う内容の更新 ・マイナ資格確認アプリのアップデート（医療扶助対応やマイナンバーカードの健康保険証利用登録機能等）に伴う内容の更新 ・保険証一体化に係る医療扶助に関する軽微な修正
令和7年12月1日	1.70 版	・令和7年12月2日以降、従来の健康保険証が使用できなくなることに伴う内容の更新
令和8年3月23日	1.80 版	・マイナ資格確認アプリのアップデート（スマートフォンのマイナ保険証利用開始への対応等）に伴う内容の更新
令和8年10月1日	1.90 版	・令和8年8月25日のマイナポータルアプリの呼称変更に伴う更新 ・令和8年10月1日の社会保険診療報酬支払基金の改組及び名称変更等に係る内容の更新

目次

本書の位置付け	4
第1章 はじめに	6
第2章 オンライン資格確認	8
第3章 困った時には	33
第4章 お問い合わせ	38
モバイル端末等の安全管理に関するチェックリスト	40

本書の位置付け

本書は、オンライン資格確認等システムを利用するためのアプリ「マイナ資格確認アプリ」を導入した医療機関等^{※1}向けに、業務の流れや留意事項等を記載しています。

具体的なシステム操作方法について知りたい場合は「マイナ資格確認アプリのセットアップと使い方」をご確認いただくなど、必要に応じて P5「マイナ資格確認アプリ導入検討時」に記載のあるドキュメント^{※2}をご参照ください。

※1 オンライン資格確認導入の義務化対象外施設（紙レセプトでの請求が認められている保険医療機関等）、オンライン資格確認導入の経過措置対象施設、保険医療機関（医科）で特定健康診査又は特定保健指導を行う健診実施機関等の総称。

※2 「マイナ資格確認アプリのセットアップと使い方」及び「トラブルシューティング編」については医療機関等向け総合ポータルサイトへ掲載しています。そのほかの「導入手引き」、「利用規約」及び「クイックガイド」についても医療機関等向け総合ポータルサイトへ掲載しています。

マイナ資格確認アプリ導入検討時



導入手引き

マイナ資格確認アプリを介したオンライン資格確認等システムのご利用開始までに必要な準備作業の流れを簡潔に記載しています。



利用規約

マイナ資格確認アプリを介したオンライン資格確認等システムのご利用に当たっての規約を記載しています。



利用開始申請

※ 詳細は、医療機関等向け総合ポータルサイトを参照。



マイナ資格確認アプリの セットアップ方法



マイナ資格確認アプリのセットアップと使い方

マイナ資格確認アプリのセットアップ手順及び具体的な操作方法について記載しています。



マイナ資格確認アプリ導入後



クイックガイド

資格確認業務の流れを簡易に記載しています。



運用マニュアル

資格確認の業務手順・留意事項、FAQや問い合わせ方法等について記載しています。



トラブル シューティング編

システムエラー等に対する対処法について記載しています。

第1章 はじめに

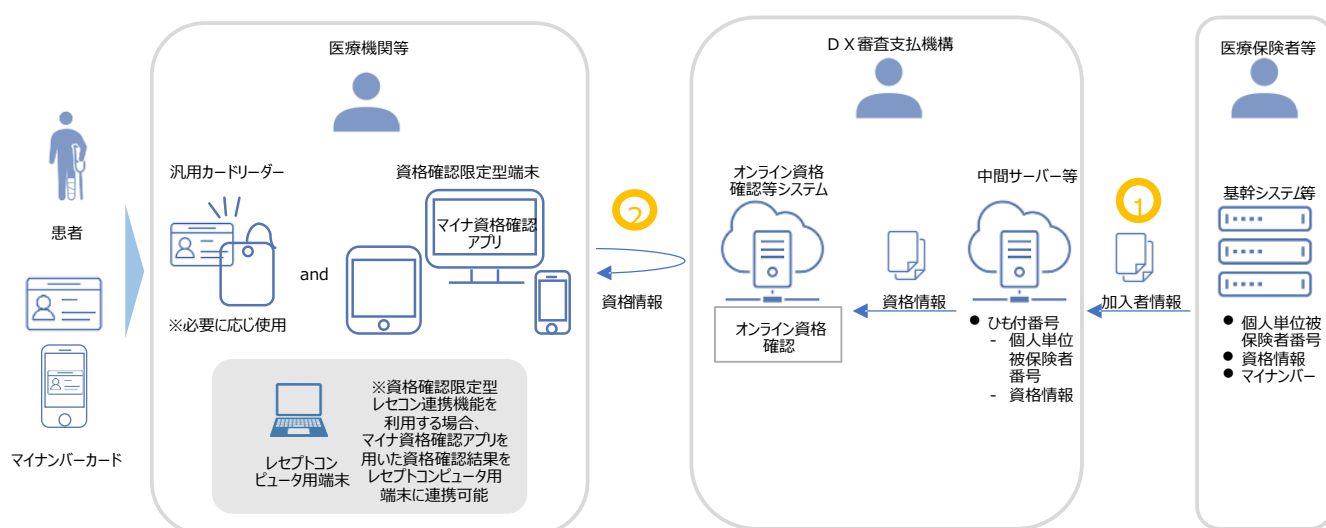
マイナ資格確認アプリによるオンライン資格確認のメリット

マイナ資格確認アプリを導入することで、医療機関等は患者の有効な資格情報[※]をその場で電子的に確認することができます。

また、マイナ資格確認アプリは24時間365日いつでもご利用可能です。

※P27 資格証類等におけるオンライン資格確認可否一覧をご参照ください。

マイナ資格確認アプリによるオンライン資格確認等システムの全体像



① 資格情報の登録

医療保険者等は個人単位の加入者情報（資格情報を含む。）を中間サーバー等に登録します。中間サーバー等からオンライン資格確認等システムに資格情報が連携されます。

② 資格情報の照会

医療機関等は、医療保険者等が登録した資格情報を照会します。マイナンバーカード^{※1}による資格確認の際には、カードのICチップに格納された利用者証明用電子証明書^{※2}を利用します。

※1 当マニュアルにおいては、実物のマイナンバーカード及びスマートフォンのマイナンバーカードの総称とします。

※2 マイナンバーカードに搭載されている、「利用者本人であること」を証明する電子証明書です。

運営からのお知らせについて

オンライン資格確認等システムの運営に関わる医療機関等へのお知らせについては、①ポータルサイトへのお知らせの掲載、②マイナ資格確認アプリのログイン時に表示されるポップアップ、③ポータルサイトのアカウント取得時に登録したメールアドレス宛のお知らせの送信の3つの方法で実施しております。それぞれの掲載内容、方法について以下に記載しておりますので、ご参照の上、日々お知らせをご確認ください。

災害時や緊急時のお知らせは、ポータルサイトのほか、メールにてお知らせする可能性がございますので併せてご確認ください。

① ポータルサイトへのお知らせの掲載

オンライン資格確認等システムの運営にかかわる医療機関等へのお知らせは医療機関等向け総合ポータルサイト※に掲載されます。

※ 医療機関等向け総合ポータルサイト

URL : <https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm>

二次元コード



② マイナ資格確認アプリのログイン時に表示されるポップアップ

日々のお知らせに加え、障害時のお知らせはマイナ資格確認アプリのログイン時にポップアップにて表示されます。ポップアップに表示されているリンクをクリックすると、ポータルサイトのお知らせページに遷移します。

③ ポータルサイトのアカウント取得時に登録したメールアドレス宛のお知らせの送信

災害時や緊急時のお知らせは、ポータルサイトのアカウント取得時に登録いただいたメールアドレス宛に送信する可能性があります。

本書の改訂について

本書は、マイナ資格確認アプリを導入した医療機関等において、業務理解のためにご利用いただくことを想定し作成しています。内容に変更があった場合は、適宜改訂を行う予定です。

第2章 オンライン資格確認

概要

マイナ資格確認アプリでのオンライン資格確認とは、「医療機関等が用意した資格確認限定型端末（スマートフォン・タブレット・PC）にマイナ資格確認アプリをインストールすることで患者のマイナンバーカードをスマートフォン又は汎用カードリーダーを用いて資格情報を確認する方法」です。

なお、業務上で問題が発生した場合には「第3章 困った時には」をご確認ください。

資格確認の手順

マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うにあたり、資格確認限定型端末へのマイナ資格確認アプリのインストール、初回ログイン及びシステム設定を事前に実施します。手順の詳細は「マイナ資格確認アプリのセットアップと使い方」をご確認ください。

なお、マイナンバーカードによる資格確認の流れは以下となります。



資格確認の流れ



(1) ログイン



職員は生体認証又はパスコードでログインします。※

※ 設定により生体認証又はパスコードでのログインとなります。設定の詳細は「マイナ資格確認アプリのセットアップと使い方」をご確認ください。

(2) 本人確認



I 患者が実物のマイナンバーカードを使用する場合

【A】実物のマイナンバーカードの顔写真を用いた目視による確認又は

【B】4桁の暗証番号の入力（暗証番号※認証）により、患者の本人確認を実施します。

※ マイナンバーカードを市区町村の窓口などで受け取った際に、利用者証明用電子証明書に設定した数字4桁の暗証番号を指します。

II 患者がスマートフォンのマイナンバーカードを使用する場合

【C】患者のスマートフォンがiPhoneの場合、スマートフォンのマイナンバーカードの生体認証により、本人確認を実施します。

【D】患者のスマートフォンがAndroidの場合、4桁の暗証番号※の入力により、本人確認を実施します。

※ マイナンバーカードをご自身のスマートフォンに追加する際に設定した利用者証明用電子証明書の数字4桁の暗証番号です。



【A】目視による確認の手順



- ① 初期画面右上の歯車マーク  をクリックして、マイナ資格確認アプリメニューを表示し、「セキュリティ設定」を選択して「目視確認で本人認証」が有効  になっていることを確認します。



- ② ①の画面左上の矢印から認証方法選択画面に戻り、「マイナンバーカード（目視）」をクリックします。



- ③ 実物のマイナンバーカードの顔写真を目視で確認し、本人確認を行います。[※]

※ 原則として患者本人が職員に顔写真を提示するようにしてください。

 ポイント 目視による確認の留意事項

目視による確認は、本人確認作業を職員の判断で行うため、第三者の利用を防止するためにも本人確認に相違がないようお願いします。

 注意事項 顔写真なしマイナンバーカードの場合

申請時に 1 歳未満の場合、顔写真が不要となり、顔写真のないマイナンバーカード（顔写真なしマイナンバーカード）が発行されます。顔写真なしマイナンバーカードは、目視確認を行うことができないため、暗証番号による認証を行うよう患者および法定代理人にご案内ください。



【B】暗証番号認証の手順



- ① 初期画面右上の歯車マーク  をクリックして、マイナ資格確認アプリメニューを表示し、「セキュリティ設定」を選択して「目視確認で本人認証」が無効  になっていることを確認します。



- ② ①の画面左上の矢印  から認証選択画面（暗証番号）に戻り、「マイナンバーカード（暗証番号）」をクリックします。



- ③ 「患者に暗証番号の入力をお願いしてください」とポップアップが出るため、OK ボタンをクリック後に、患者に暗証番号※の入力を依頼します。



- ④ ※ マイナンバーカードを市区町村の窓口などで受け取った際に、利用者証明用電子証明書に設定した数字4桁の暗証番号を指します。

- ⑤ 患者は暗証番号を入力し※「次へ」をクリックします。

※ 患者がPCで暗証番号を入力する際には、外付けテンキーを接続して入力が可能です。



【C】iPhone による生体認証の手順



- ① マイナ資格確認アプリの画面で、「iPhone」を押下します。



- ② 「患者ご自身のスマートフォンで Apple ウォレットを立ち上げ、マイナンバーカードが表示されていることを確認し、生体認証 (Face ID もしくは Touch ID) することをお願いしてください」とポップアップが出るため、職員は OK ボタンを押下後に、患者にスマートフォンのマイナンバーカードの生体認証を依頼します。



- ① マイナ資格確認アプリの画面で、「Android」を押下します。



- ② 「患者に4桁の暗証番号(スマホ用利用者証明用電子証明書の暗証番号)の入力をお願いいたします」とポップアップが出るため、職員はOKボタンを押下後に、患者に暗証番号※の入力を依頼します。患者は暗証番号を入力し「次へ」を選択します。

※ マイナンバーカードをご自身のスマートフォンに追加する際に設定した利用者証明用電子証明書の数字4桁の暗証番号です。



ポイント 患者本人が暗証番号を入力できない場合

暗証番号認証による資格確認は原則として患者本人が行う必要があります。

例外として、乳幼児又は成年被後見人については、法定代理人が患者本人に代わって暗証番号を入力することは可能です。

マイナンバーカードの暗証番号は本人確認のために重要なものであることから、慎重に扱うことが望ましく、原則として法定代理人以外の者に知らせることは適当ではありません。ただし、本人から希望があった場合に、家族の方や介助者、職員等が入力の動作補助を行うことは差し支えありません。

なお、患者本人による暗証番号の入力が難しい場合は、職員の目視による本人確認により、資格確認を行うことも可能です。

ポイント 暗証番号がロックされたら

暗証番号の入力を連続で3回間違えると暗証番号がロックされます。ロック解除及び暗証番号の初期化は、住民票がある市区町村の窓口でのみ実施可能です。

高額療養費制度の情報取得

患者が高額療養費制度の活用を希望する場合、以下の情報をオンラインで取得できます。

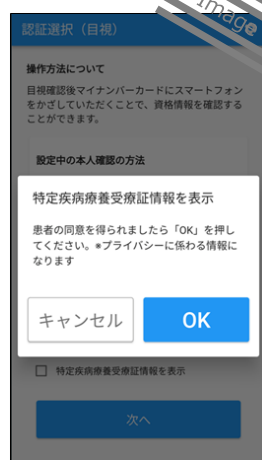
- ※ 特定疾病療養受療証情報が患者にあり、特定疾病療養受療証情報を使用する病院・診療所の場合のみ、特定疾病療養受療証の情報を提供します。
- ※ 70歳未満で適用区分が（ウ）又は（エ）、70歳以上75歳未満で一般所得者（現役並み所得者は除く）のいずれかに該当する患者の場合、入院/手術が決まった時に保険者へ非課税申告することで患者の費用負担が軽くなることがあります。

オンライン取得可能な高額療養費制度情報

対象となる証類	主に表示される内容
限度額適用認定証	適用区分
限度額適用・標準負担額減額認定証、 標準負担額減額認定証	適用区分（長期入院該当年月日）
特定疾病療養受療証	認定疾病名（自己負担限度額）



- ① 特定疾病療養受療証情報を取得したい場合は、「特定疾病療養受療証情報を表示」のチェックボックスにチェックを入れます。



- ② 証情報の表示にあたる患者の同意取得画面が表示されるため、患者の同意を取得した上で OK ボタンをクリックします。

(3) マイナンバーカード読み取り



マイナンバーカードの読み取りを行います。※

※ マイナンバーカードの読み取りを行うことができない一部の機種種のスマートフォンとタブレット・PC については、汎用カードリーダーを用意してマイナンバーカードを読み取ってください。

ポイント マイナンバーカードの取扱い

個人情報保護の観点から、原則として患者本人が医療機関等の汎用カードリーダー等にかざすようにしてください。職員はマイナンバーカードに記載してあるマイナンバーを書き留めたり、保管したりしてはいけません。

ただし、患者本人が自身でマイナンバーカードを汎用カードリーダー等にかざすことが難しい等のやむを得ない事情があり、本人から希望があった場合、家族の方や介助者、職員等が患者本人のマイナンバーカードを汎用カードリーダー等にかざす等の必要な支援を行うことは差し支えありません。



ポイント スマートフォンでスマートフォンのマイナンバーカードを読み取る場合

1. スマートフォンをかざす位置

患者のスマートフォンのマイナンバーカードを、マイナ資格確認アプリで読み取る際は、NFC アンテナの位置を合わせて職員のスマートフォンにかざす必要があります。

- 職員又は患者のスマートフォンが iPhone の場合

- iPhone の NFC アンテナは端末上部にあります。

- ※ 職員と患者のスマートフォンが iPhone どちらの場合、2 台の端末の上部分を近づけてください。



- 職員又は患者のスマートフォンが Android の場合

- Android の NFC アンテナはおサイフケータイマーク付近にあります※。

- ※ おサイフケータイマークがない機種は、端末の上部中央付近を目安にかざしてください。

- 双方の端末の NFC アンテナ位置が近づくように、患者のスマートフォンをかざしてください。

- かざし位置の目安は右の画像をご参照ください。

- 各機種の NFC 位置の詳細については、以下の公的個人認証サービスポータルサイトの

「スマートフォンの IC カードセット位置について」
をご参照ください。



https://www.jpki.go.jp/prepare/reader_writer/android.html

2. スマートフォンのかざし方

- 患者のスマートフォンが iPhone の場合

- ① 患者に iPhone 上で生体認証等を実施し、スマートフォンのマイナンバーカードを表示するよう依頼します。

- ② 患者の iPhone にスマートフォンのマイナンバーカードが表示されていることを確認したうえで、患者の iPhone の上部を職員のスマートフォンに近づけてください※。

- ※ 職員と患者のスマートフォンが iPhone どちらの場合、スマートフォンのマイナンバーカードが表示されていない状態でかざすと、連絡先の共有画面等が表示される場合があるため、職員の iPhone では AirDrop をオフにする等ご注意ください。

- 患者のスマートフォンが Android の場合

- ① 患者にマイナ資格確認アプリへ 4 桁の暗証番号の入力を依頼します。

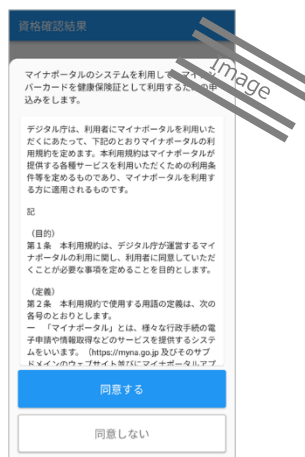
- ② 患者が入力完了後、患者の Android を職員のスマートフォンに近づけてください。

マイナンバーカードの健康保険証利用の申込み（利用登録）が未実施の場合



I 患者が実物のマイナンバーカードを使用する場合

- ① 実物のマイナンバーカードにおける健康保険証利用登録が未実施の場合、左図のような画面が表示されます。健康保険証の利用登録を行う場合は、「健康保険証利用登録する」ボタンをクリックしてください。



- ② マイナポータルシステムを利用した、実物のマイナンバーカードを健康保険証等として利用するための申込みについて、患者から同意を取得します。

- ③ 実物のマイナンバーカードにおける健康保険証利用を登録します※1,2。

※1 マイナンバーカードの健康保険証利用の申込み（利用登録）には、目安として15秒前後要します（令和3年2月15日時点）。また、システム処理に25秒以上掛かった場合、数分たって処理が完了すれば、次回以降は通常どおり資格確認をご利用いただけるため、数分経ってからもう一度マイナンバーカードを汎用カードリーダー等にかざし、利用できるかご確認ください。

※2 ただし、メンテナンス等によるシステム停止の際は健康保険証利用の申込み（利用登録）をご利用いただけないため、資格確認書等を用いて資格確認を実施してください。

- ・ 毎日午前3時から午前6時はご利用いただけません。
- ・ メンテナンスの予定は医療機関等向け総合ポータルサイト等をご確認ください。



Ⅱ 患者がスマートフォンのマイナンバーカードを使用する場合

画面に従い、患者のスマートフォンからマイナポータルへアクセスし、マイナンバーカードにおける健康保険証利用の申込み（利用登録）を実施してください※。

※ 健康保険証利用の申込み（利用登録）には、最長5分要します。

（4）資格確認



資格情報	
保険者番号	12345678
保険者名	指定健康保険組合
記号	1234
番号	12345678
フリガナ	シカク タロウ
氏名	資格 太郎
生年月日	昭和28年5月2日
性別	男
区分	一般
有効開始日	2025年04月01日
有効終了日	2026年03月31日
資格取得年月日	2025年04月01日
負担割合	1割
本人・家族の別	本人
被保険者氏名	資格 太郎

戻す (Back)

画面番号: C-04-01-A

資格確認結果が表示されるので、内容を確認します。※

なお、画面一番下にある「閉じる」ボタンをクリックすると、資格確認結果画面から認証選択画面に戻るため、ご注意ください。

※ 画面右上の「コピー」ボタンをクリックすることで資格確認結果をコピーできます。

資格情報	
福祉事務所名	港区福祉事務所
フリガナ	シカク タロウ
氏名	資格 太郎
生年月日	昭和28年5月2日
性別	男
区分	医療扶助

医療扶助 (Medical Assistance)

戻す (Back)

画面番号: C-04-01-A

※ 生活保護受給者の場合、資格情報は福祉事務所名・フリガナ・氏名・生年月日・性別・区分が表示されます。

患者の医療券/調剤券情報は表示されないため、現行の運用に沿って、必要な提出書類等の確認や福祉事務所への照会を行ってください。

 ポイント スクリーンショットの制御について

個人情報保護の観点から、マイナ資格確認アプリを画面に表示した状態でスクリーンショットを撮ると、画面上の情報が見えない状態で保存されます。資格確認実施後に、再度資格確認結果を確認したい場合は、資格確認結果画面右上に表示される「コピー」ボタンや、資格確認結果検索機能をご活用ください。

 ポイント 照会番号の登録

照会番号とは、レセプトコンピュータ用端末で管理されている、患者を特定する任意の番号です。

照会番号の登録は任意ですが、医療機関等コードと照会番号をレセプトコンピュータ用端末からオンライン資格確認等システムに登録しておくことで、前回の資格確認時点から保険者等を異動した患者の資格確認を行った場合でも、スムーズに患者を特定できます。

再度資格確認結果を確認する場合



- ① 初期画面右上の歯車マーク  をクリックしてメニュー画面を表示し、その画面内の「セキュリティ設定」を選択し、「資格確認結果検索」をクリックすると、過去に資格確認を行った患者の一覧が表示されます。

資格確認日時 氏名	資格確認結果
2024年07月08日 佐藤 一子	資格無効
2024年07月05日 鈴木 次郎	資格有効
2024年07月04日 高橋 三子	資格有効
2024年07月04日 田中 四子	資格有効
2024年07月03日 伊藤 五郎	資格有効
2024年07月02日 渡辺 六子	資格有効
2024年07月01日 山本 七郎	資格有効
2024年06月28日 中村 八郎	資格有効

- ② 確認したい項目を選択すると資格確認結果の詳細が表示されます※1,2,3。

※1 職員が資格確認結果を閲覧できる期間は資格確認を行った日から翌月末までとなります。

※2 資格確認時に資格情報が表示された患者の情報のみ検索できます。該当する資格がない場合等は、検索結果に表示されません。

総件数: 17件

資格確認日時 氏名	資格確認結果
2024年07月08日 12時00分 佐藤 一子	資格無効
2024年07月05日 12時00分 鈴木 次郎	資格有効
2024年07月04日 12時00分 高橋 三子	資格有効
2024年07月04日 12時00分 田中 四子	資格有効

詳細設定

資格確認日 必須

開始 ~ 終了

☒ この端末で資格確認した結果のみ対象とする

検索

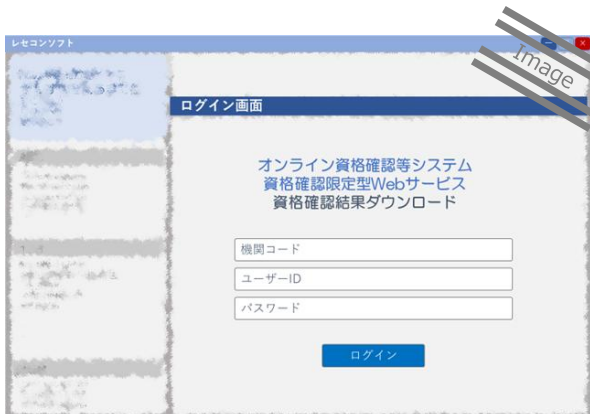
※3 画面右上のフィルター  から、資格確認日を用いて表示する資格確認検索結果の絞り込みを行うことができます。

コラム：レセプトコンピュータ用端末の操作

資格確認限定型レセコン連携機能は、マイナ資格確認アプリで資格確認した結果をレセプトコンピュータ用端末に連携するための機能です。当機能の導入は、各医療機関等にとって必須ではありませんが、利用するにあたってはシステムベンダにおいて、システム改修等を行う必要があります。

以下は、マイナ資格確認アプリを用いて資格確認した結果を、レセプトコンピュータ用端末から確認する際の標準的な手順を示します。

なお、レセプトコンピュータ用端末によって手順や画面に差異がある場合もあります。



- ① レセプトコンピュータ用端末でログイン画面を表示し、資格確認限定型レセコン連携アカウントの利用申請時に払い出された機関コード等を入力します。

※ 機関コード等の払い出しの方法は「レセコン連携アカウント関連の手順書」をご参照ください。



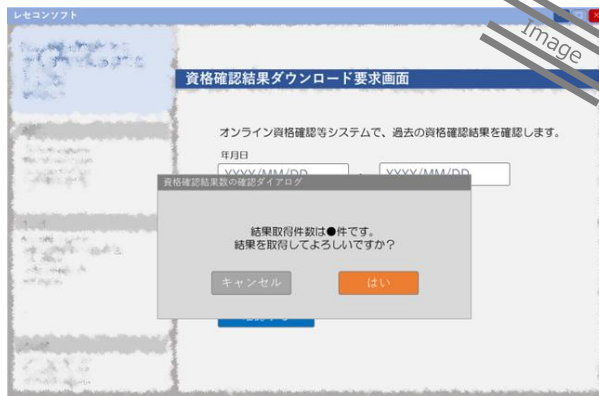
- ② 多要素認証（MFA）で確認したパスコードを入力します。※

※ 多要素認証（MFA）のパスコードとは、資格確認限定型レセコン連携機能の導入時に登録した Authenticator アプリに表示される6桁の数字です。



- ③ 資格確認結果のダウンロード要求画面にて対象期間等の条件を指定します。※

※ 資格確認した日の翌月末までの資格確認結果を取得できます。



④ 資格確認結果件数を確認します。



⑤ 資格確認結果一覧画面を確認します。



⑥ 個人を選択し、資格確認結果（個人）画面を確認します。

オンライン資格確認により取得可能な資格情報の項目例※

- 氏名
- 性別
- 生年月日
- 保険者番号
- 被保険者資格に係る記号・番号・枝番
- 有効開始年月日
- 有効終了年月日

※ 全項目については本マニュアル「第2章 オンライン資格確認」の「資格確認結果の取扱い・留意事項」をご参照ください。

マイナンバーカードでの資格確認時に有効な資格が存在しない場合の照会結果

照会結果	想定されるケース
資格を喪失している（資格が無効）と表示される	✓ 転職等で月末に資格を喪失しているが、転職先の保険者でデータ登録が間に合っていないケース
該当する資格がないと表示される	✓ 令和2年10月1日以前から現在まで同一の勤務先に勤務しているが、該当保険者においてオンライン資格確認等システムで利用するデータの登録が行われていないケース
資格情報の全て又は一部が非表示となっている	✓ 患者がDVや虐待等の被害を受けており、保険者に情報不開示の申請をしているケース



ポイント 電子証明書の有効期限切れ

実物のマイナンバーカードの利用者証明用電子証明書の更新を失念している人や何らかの事情で更新手続きができていない人が、医療機関等において資格確認が行えず、困らないための救済措置として、電子証明書の有効期間満了日の属する月の末日から3ヵ月間（以下「猶予期間」という。）においては、オンライン資格確認等システムで、資格情報の確認が可能です。

なお、猶予期間の間に患者がマイナンバーカードの更新手続きを実施しなかった場合は、マイナ保険証の利用登録が解除され、医療保険者等から資格確認書が交付されます。

＜実物のマイナンバーカードの利用者証明用電子証明書の猶予期間を過ぎている場合＞

実物のマイナンバーカードの利用者証明用電子証明書の猶予期間を過ぎている場合は以下の方法で資格確認を行ってください。

資格確認ができない場合は資格確認書等か、実物のマイナンバーカードと資格情報のお知らせを併せて提示するか、又は、マイナポータルからダウンロードした資格情報画面（PDF）と実物のマイナンバーカードを併せて提示することで、資格確認を行ってください。

※ 医療扶助において、猶予期間を過ぎており、資格確認ができない場合は、以下の対応を行ってください。

- ・患者が紙の医療券/調剤券を所持している場合は、医療券/調剤券をご確認ください。
- ・患者が紙の医療券/調剤券を所持していない場合は、現行の運用に基づき、患者の属する福祉事務所へ照会してください。

⚠ 注意事項 スマホ用利用者証明用電子証明書の場合

スマートフォンのマイナンバーカードの場合は猶予期間を設けていないため、スマホ用利用者証明用電子証明書電子証明書の有効期間満了日以降、スマートフォンのマイナンバーカードでのオンライン資格確認はできなくなります※^{1,2}。

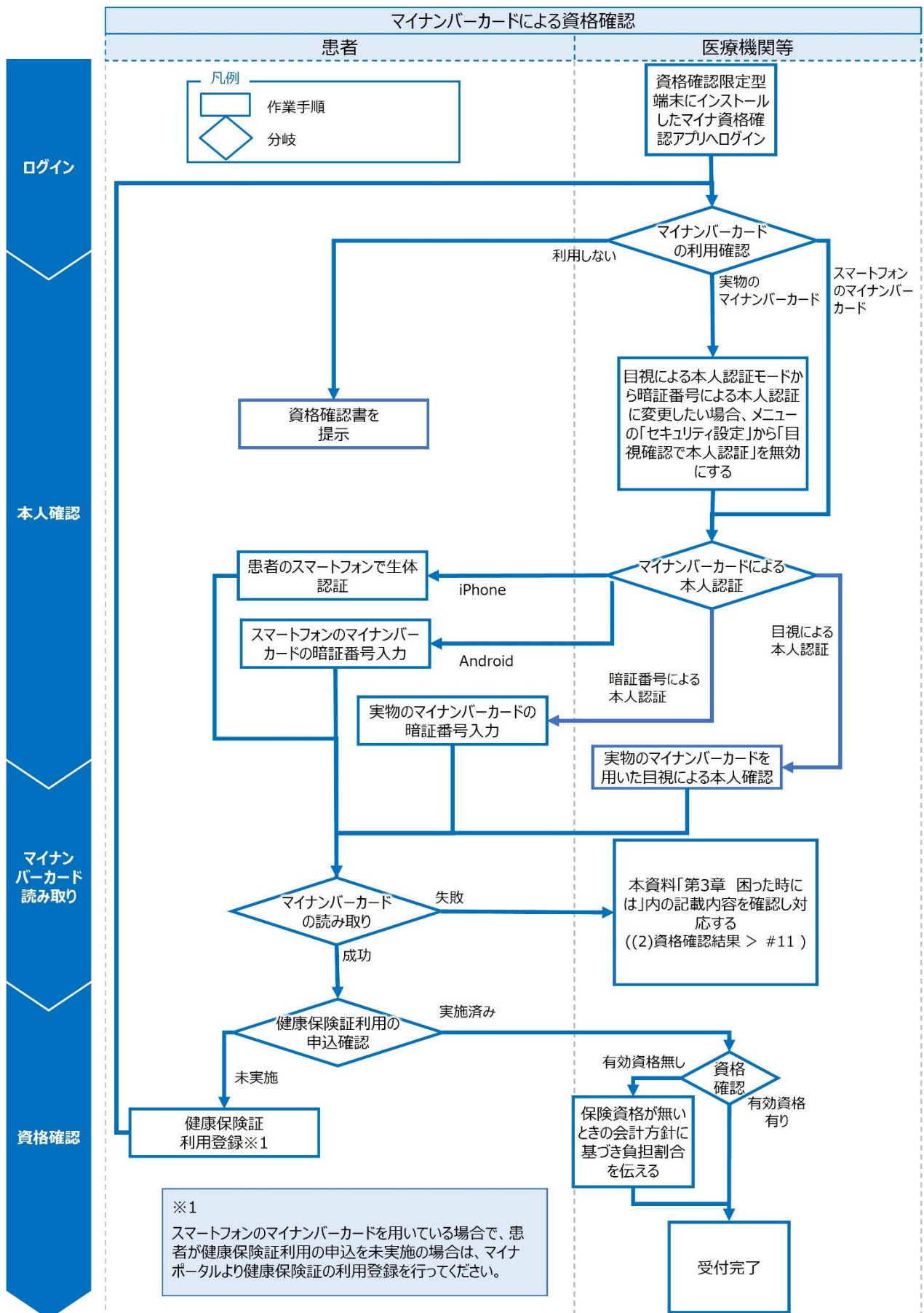
※1 スマホ用利用者証明用電子証明書の有効期限が切れている場合は、まず患者に実物のマイナンバーカードを所持していないか確認してください。所持している場合は実物のマイナンバーカードでオンライン資格確認を実施するよう案内してください。

※2 実物のマイナンバーカードの利用者証明用電子証明書の猶予期間が過ぎている場合は、上記「ポイント 電子証明書の有効期限切れ」の「実物のマイナンバーカードの利用者証明用電子証明書の猶予期間を過ぎている場合」を参照ください。

資格証類等におけるオンライン資格確認可否一覧

No.	資格証類	オンライン資格確認 (可能:○、不可:×)
1	高齢受給者証	○
2	限度額適用認定証	○
3	限度額適用・標準負担額減額認定証、標準負担額減額認定証	○
4	特定疾病療養受療証	○
5	自衛官診療証、自衛官限度額適用認定証、自衛官限度額適用・標準負担額減額認定証、自衛官特定疾病療養受療証	○
6	被保険者受給資格者票	×
7	船員保険療養補償証明書/船員組合員療養補償証明書	×
8	船員保険継続療養受領証明書/船員組合員継続療養受療証明書	×
9	一部負担金等減免（免除・徴収猶予）証明書	×
10	公費負担・地域単独事業の受給証	×
11	生活保護受給者に交付される医療券等	×

医療券・調剤券情報の
登録の確認は可能です。

 マイナンバーカードによる資格確認手順フロー


資格確認結果の取扱い・留意事項

【資格確認結果を踏まえた取扱い】

- ✓マイナ資格確認アプリにて取得できる情報は医療保険者等が登録した正確な情報です。
- ✓各医療保険制度の資格証類における項目と、オンライン資格確認で提供する項目の差異や留意事項を以下にまとめています。

基本情報及び資格情報

オンライン資格確認データ項目		内容
基本情報		
1	氏名	【照会結果に係る留意事項】 ○「●」が含まれる ・医療保険者等がオンライン資格確認等システムで扱える文字の範囲外の文字で登録をしている場合、「●」で表示されます。 ・個別設定マスタで文字コード識別が「1（Shift_JIS）」に設定されている医療機関等（第1水準、第2水準漢字を使用）では、第3水準以降の文字の一部について、第1水準、第2水準漢字に変換して提供します。ただし、変換できないものは「●」で表示されます。 ・表示された「●」の内容のまま、レセプト請求していただくことが可能です。
2	フリガナ	【照会結果に係る留意事項】 ○空欄になっている ・医療保険者等に可能な限りデータ登録を依頼している項目ではありますが、任意項目であるため、該当情報が空白となる場合があります。 ○資格確認書における記載項目との違い ・「フリガナ」の小文字が大文字になっている（例：わががわがとなっている）場合については、現在保険者にて修正対応中です。
3	氏名 氏名カナ	【項目説明】 ・通称等の理由で、本名とは別の氏名を資格確認書の表面に記載している場合、本項目では対象者本人の本名が裏面記載情報に設定されます。
4	性別 1	【項目説明】 ・資格確認書の表面記載の性別となります。
5	性別 2	【項目説明】 ・資格確認書の裏面記載の戸籍上の性別となります。 ・対象者本人から、資格確認書の表面に性別を記載されることを希望しない届出があった場合に裏面記載情報に設定されます。
6	生年月日	【照会結果に係る留意事項】 ○「1900-01-01」と表示されている ・医療扶助の場合において、生活保護受給者の生年月日が不明な場合は、「1900-01-01」が設定されます。
資格情報		
7	区分	【項目説明】 ・区分を示す項目となります。 【補足事項】 ※令和6年12月2日より、一般、特別療養費支給対象者、自衛官、医療扶助のいずれかを表示します。 ■区分の変更 区分の変更に関して令和6年12月2日における変更前後について以下のように記載しております。 「【令和6年12月1日以前】変更前の区分」⇒「【令和6年12月2日以降】変更後の区分」 01：被保険者証（一般）⇒一般 02：被保険者証（退職）⇒【欠番】 03：短期被保険者証（一般）⇒【欠番】 04：短期被保険者証（退職）⇒【欠番】 05：被保険者資格証明書⇒特別療養費支給対象者 06：特例退職被保険者証⇒【欠番】 07：自衛官診療証⇒自衛官 A1：医療扶助 ※変更なし
8	記号 番号 枝番	【照会結果に係る留意事項】 ○枝番が空欄になっている ・後期高齢者医療制度の場合、空欄となります。
9	本人・家族の別	【項目説明】 ・被保険者本人（国保の場合は世帯主）が家族かを表す項目となります。 【照会結果に係る留意事項】 ○枝番が空欄になっている ・後期高齢者医療制度の場合、加入するのは本人のみであることから空欄となります。

10	被保険者氏名	【項目説明】 ・「本人・家族の別」が「本人」の場合、加入者の氏名が表示されます。 ・「本人・家族の別」が「家族」の場合、加入者を扶養している被保険者（国保の場合は世帯主）の氏名が表示されます。 【照会結果に係る留意事項】 ○ 空欄になっている ・医療扶助の場合、空欄となります。
11	有効開始日	【項目説明】 ○ 各保険資格における以下の項目に該当しますが、保険資格によってはオンライン資格確認と日付が異なる場合があります。 ・被用者保険：資格取得年月日（認定年月日） ・国民健康保険（市町村国保）：適用開始年月日 ・国民健康保険（国保組合）：資格取得年月日（認定年月日） ・後期高齢者医療制度：資格取得年月日、発効期日 ・船員保険：資格取得年月日（認定年月日） 【補足事項】 ○ 資格確認書とオンライン資格確認で日付が異なる場合は、以下の理由が考えられます。 ・市町村国保の場合、資格確認書の適用開始年月日は国民健康保険への加入日ですが、オンライン資格確認の有効開始年月日は年次の更新日としている場合があります。 ・市町村国保以外においては、オンライン資格確認の有効開始年月日を更新日や事業所変更日としている場合があります。
12	有効終了日	【項目説明】 ・オンライン資格確認では原則として空欄で返却されますが、保険者によっては更新日や75歳到達日前日を入れている場合があります。
13	保険者番号	-
14	保険者名	【項目説明】 ・医療扶助の場合は、自治体・福祉事務所名に該当します。 【照会結果に係る留意事項】 ○ その他関連項目の提供について ・各種証類に記載されている「保険者所在地」「保険者連絡先」については提供されません。
15	負担割合	【照会結果に係る留意事項】 ○ 空欄になっている ・「一部負担金割合」は後期高齢医療の場合のみ割合を設定し、それ以外の制度では空白を設定します。
オンライン資格確認システム固有項目		
-	資格取得年月日	【項目説明】 ・加入者資格の取得日となります。 ・医療扶助の場合は、原則、生活保護が開始又は再開した年月日を設定します。
-	未就学区分	【項目説明】 ・義務教育就学前の患者への2割負担の適用が漏れないように、生年月日を基に年齢を算出し、対象者の場合には未就学であることをお知らせします。
-	資格喪失事由	【項目説明】 ・資格を喪失した理由として、死亡、生活保護受給開始、その他のいずれかが設定されます。 ・75歳到達日を設定している場合など、喪失していない段階でも、設定されることがあります。
-	照会番号	【項目説明】 ・医療機関等からオンライン資格確認の資格情報に対して任意で登録する番号となります。 ・「照会番号」を登録することでオンライン資格確認の際に、登録した「照会番号」を付加して資格確認結果を医療機関等に提供します。 【補足事項】 ○ 登録に伴う利便性について ・「照会番号」は一度登録すれば、患者の保険者が変わっていても、同一人であればオンライン資格確認システムにおいて同じ「照会番号」で管理されるため、スムーズに患者の特定ができます。 ・診察券番号・カルテ番号等の医療機関等で患者を一意に特定する番号を登録して、オンライン資格確認結果を医療機関等システムにひも付け、取り込んでいただく際に利用することを想定しています。

令和6年12月2日より、資格確認書が交付されます。以下に示す資格確認書サンプルを参照の上、本資料をご確認ください。
資格確認書はカード型、はがき型（高齢受給者証と同様のサイズ）、A4型の3種類があります。
※カード型又ははがき型を基本とし、A4型は、マイナンバーカードの紛失時等、短期の有効期限で発行する場合の活用を想定しています。

資格確認書（カード型）サンプル（表面）

健康保険
資格確認書

本人（被保険者）

令和 年 月 日 交付

記号

番号

（枝番）

氏名

性別

生年月日

年 月 日

資格取得年月日

年 月 日

一部負担金の割合

有効期限

年 月 日

保険者番号

保険者名称

保険者所在地

印

資格確認書（カード型）サンプル（裏面）

住所

備考

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思表示をすることができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。
1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
3. 私は、臓器を提供しません。
《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》
【 心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球 】
（特記欄： _____ ）
署名年月日： _____ 年 ____ 月 ____ 日
本人署名（自筆）： _____
家族署名（自筆）： _____

資格確認書（はがき型、A4型）サンプル（表面）

健康保険資格確認書

家族（被扶養者）

令和 年 月 日 交付

記号

番号

（枝番）

氏名

性別

生年月日

年 月 日

認定年月日

年 月 日

一部負担金の割合

有効期限

年 月 日

保険者番号

保険者名称

保険者所在地

資格確認書（はがき型、A4型）サンプル（裏面）

住所

備考

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思表示をすることができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。
1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
3. 私は、臓器を提供しません。
《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》
【 心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球 】
（特記欄： _____ ）
署名年月日： _____ 年 ____ 月 ____ 日
本人署名（自筆）： _____
家族署名（自筆）： _____

高齢受給者証

オンライン資格確認データ項目		内容
高齢受給者証情報		
16	高齢受給者証有効開始日	【項目説明】 ・健康保険高齢受給者証や船員保険高齢受給者証における「発効年月日」、国民健康保険高齢受給者証や後期高齢者医療被保険者証における「発効期日」に該当します。
17	高齢受給者証有効終了日	【項目説明】 ・各種高齢受給者証における「有効期限」に該当します。
18	高齢受給者証負担割合	-

高齢受給者証サンプル

健康保険高齢受給者証

令和 年 月 日 交付

記号

番号

（枝番）

被保険者

氏名

性別

生年月日

年 月 日

対象者

氏名

性別

生年月日

年 月 日

住所

発効年月日

令和 年 月 日

有効期限

令和 年 月 日

一部負担金の割合

所在地

保険者番号

保険者名称及び印

健康保険
高齢受給者証

令和 年 月 日 交付

記号

番号

（枝番）

被保険者氏名

性別

生年月日

年 月 日

発効年月日

年 月 日

有効期限

年 月 日

一部負担金の割合

所在地

保険者番号

保険者名称

印

限度額適用認定関連情報

オンライン資格確認データ項目		内容
限度額適用認定関連情報		
19	限度額適用認定区分	-
20	限度額適用認定証有効開始年月日	【項目説明】 ・健康保険限度額適用認定証や船員保険限度額適用認定証における「発効年月日」、国民健康保険限度額適用認定証や後期高齢者医療限度額適用認定証における「発効期日」に該当します。
21	限度額適用認定証有効終了年月日	【項目説明】 ・オンライン資格確認では原則空欄で返却されますが、保険者によっては次の限度額適用認定証の更新日を入れている場合があります。
22	限度額適用認定証交付年月日	【補足事項】 ○限度額適用認定証の交付年月日が連携される項目でしたが、令和6年12月2日より、限度額適用認定証有効開始年月日と同じ値が連携されます。
23	限度額適用認定証適用区分	-
24	限度額適用認定証長期入院該当年月日	-

限度額適用認定証サンプル

〇〇都道府県国民健康保険	
19 限度額適用・標準負担額減額認定証	
20 有効期限 年 月 日	
交付年月日 年 月 日	
記 号	番 号 (枝番)
世帯主	住 所
氏 名	男・女
対適用対象者	氏 名
生年月日	年 月 日
発効期日	20 年 月 日
適用区分	23
長期入院該当年月日	24 年 月 日
交付者印	
保険者番号並びに交付者の名称及び印	

19 健康保険限度額適用認定証	
令和 年 月 日交付	
記 号	番 号 (枝番)
被保険者	氏 名
生年月日	昭和・平成・令和 年 月 日
適用対象者	氏 名
生年月日	昭和・平成・令和 年 月 日
住 所	
発効年月日	20 令和 年 月 日
有効期限	21 令和 年 月 日
適用区分	23
所 在 地	
保険者番号及び印	

特定疾病療養受療証

オンライン資格確認データ項目		内容
特定疾病療養受療証情報		
25	特定疾病療養受療証有効開始年月日	【項目説明】 ・各種特定疾病療養受療証における「発効期日」に該当します。
26	特定疾病療養受療証有効終了年月日	【項目説明】 ・オンライン資格確認では原則として空欄で返却されますが、保険者によっては次の特定疾病療養受療証の更新日を入れている場合があります。
27	特定疾病療養受療証交付年月日	【補足事項】 ○特定疾病療養受療証の交付年月日が連携される項目でしたが、令和6年12月2日より、特定疾病療養受療証有効開始年月日と同じ値が連携されます。
28	特定疾病療養受療証認定疾病区分	【項目説明】 ・各種特定疾病療養受療証における「認定疾病名」に該当します。
29	特定疾病療養受療証自己負担限度額	-

特定疾病療養受療証サンプル

〇〇都道府県国民健康保険
特定疾病療養受療証

26 有効期限 年 月 日
交付年月日 年 月 日

認定疾病名		28
記号	番号	(枝番)
被保険者	氏名	男・女
	生年月日	年 月 日
発効期日		25 年 月 日
自己負担限度額		29
保険者番号並びに交付者の名称及び印		

健康保険特定疾病療養受療証

令和 年 月 日交付

認定疾病名		28
受給者	氏名	男・女
生年月日	昭和 年 月 日生	
住所		
被保険者	氏名	男・女
生年月日	昭和 年 月 日生	
自己負担限度額		29
発効期日		25 令和 年 月 日から発効
保険者名印		

第3章 困った時には

概要

オンライン資格確認業務において、対応方法に困った時に寄せられる、よくある質問と回答を記載します。

端末等にエラーメッセージが表示される場合には、「トラブルシューティング編」をご確認ください。

システムの操作方法が分からない場合には、「マイナ資格確認アプリのセットアップと使い方」をご確認ください。

問題が解決しない場合には「第4章 お問い合わせ」を参照し、各問い合わせ先に確認又は対応方法を相談してください。

(1) 資格確認にあたり

#	質問	回答
1	自治体が管理している公費負担・地方単独事業に伴う証類もオンライン資格確認できるか。	現時点ではオンライン資格確認はできません。 対応している資格証類については本マニュアル「第2章 オンライン資格確認」の「資格証類等におけるオンライン資格確認可否一覧」をご参照ください。
2	患者本人がマイナンバーカードを汎用カードリーダー等にかざすことが難しい場合、介助者や職員がかざしてもよいか。	患者本人が自身でマイナンバーカードを汎用カードリーダー等にかざすことが難しい等のやむを得ない事情があり、本人から希望があった場合、家族の方や介助者、職員等が患者本人のマイナンバーカードを汎用カードリーダー等にかざす等の必要な支援を行うことは差し支えありません。
3	患者本人が暗証番号を入力できない場合、介助者や職員による入力が可能か。	実物のマイナンバーカードの写真等による本人確認を行い、資格確認を行うことができます。 暗証番号認証による資格確認は、原則、患者本人が行う必要があります。 例外として、乳幼児又は成年被後見人については法定代理人が患者本人に代わって暗証番号を入力することは可能です。 また、マイナンバーカードの暗証番号は本人確認のために重要なものであることから、慎重に扱うことが望ましく、原則として法定代理人以外の者に知らせることは適当ではありませんが、本人から希

#	質問	回答
		望があった場合に、家族の方や介助者、職員等が入力の動作補助を行うことは差し支えありません。
4	患者が暗証番号の入力を3回連続で失敗し、患者のマイナンバーカードがロックされた。	<実物のマイナンバーカードの場合> 実物のマイナンバーカードの写真等による資格確認が可能な場合、本人認証を目視による確認に切り替えて資格確認を行うか、下記の方法のうち利用者に確認可能な方法で資格確認を行ってください。 ※顔写真なしマイナンバーカードにおいても同様 下記の方法のうち患者および法定代理人に確認可能な方法で資格確認を行ってください。 ・マイナンバーカードと資格情報のお知らせを併せて提示 ・患者が自身のスマートフォン等によりマイナポータルにアクセスして医療保険の被保険者資格情報の画面を提示できる場合は、当該マイナポータルの画面（マイナポータルからダウンロードした資格情報画面（PDF）も可）とマイナンバーカードを併せて提示 ※資格確認書を所持している場合、資格確認書を提示 なお、医療機関等ではロック解除の対応ができないため、住民票がある市区町村の窓口で手続きを行っていただくよう、患者にご案内ください。 ※スマートフォンアプリとコンビニのキオスク端末を利用して、暗証番号を初期化することでロックを解除することも可能です。 <スマートフォンのマイナンバーカードの場合> ・患者が生体認証等を登録している場合は、マイナポータルにログインできることを確認し、資格情報画面から資格確認を行ってください。 ※スマホ用利用者証明用電子証明書の暗証番号については、マイナアプリ（旧マイナポータルアプリ）のマイページから、ロック解除及び初期化が可

#	質問	回答
		能です。 ・患者が実物のマイナンバーカードを所持している場合、実物のマイナンバーカードで資格確認を行ってください。
5	実物のマイナンバーカードの写真等による本人確認及び暗証番号認証を行う際、明らかに本人であることに疑いがある。	必要に応じて、患者に本人確認書類の提示を求めることができます。 【本人確認書類（例）】 個人番号カード（マイナンバーカード）、運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降交付のもの）、旅券（パスポート）、在留カード、特別永住者証明書、官公庁が顔写真を貼付した書類（身体障害者手帳等）など
6	患者がマイナンバーカードの健康保険証利用の申込み（利用登録）を行っていない、又は、利用登録が解除されている。	＜実物のマイナンバーカードの場合＞ マイナ資格確認アプリを使用した訪問診療等・往診では、実物のマイナンバーカード認証時に健康保険証利用登録が完了していない場合、マイナ資格確認アプリを用いて利用登録が可能です。マイナ資格確認アプリを用いた健康保険証利用の申込み（利用登録）については本マニュアル「第2章 オンライン資格確認」の18ページをご参照ください。 ＜スマートフォンのマイナンバーカードの場合＞ スマートフォンからマイナポータルへアクセスし、スマートフォンのマイナンバーカードの健康保険証利用の申込み（利用登録）が可能です。

（2）資格確認結果

#	質問	回答
7	患者の氏名と資格情報の氏名が大きく異なっている。	当該事象をオンライン資格確認等コールセンターに連絡してください。なお、氏名（姓）は婚姻等により変更の可能性があります。万が一、医療機関等において別の方の情報が表示された場合は、以下の連絡先にお問い合わせください。 ＜医療機関等の方向け＞ オンライン資格確認等コールセンター

#	質問	回答
		電話番号：0800-080-4583（通話無料） 営業時間：平日 8:00～18:00、土曜 8:00～16:00（日曜、祝日及び年末年始12月29日～1月3日は除く。） ＜国民の方向け＞ 国民向けマイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178 あるいはご自身が加入されている医療保険の保険者にお問い合わせいただき、ご相談ください。
8	患者の氏名や住所に黒丸「●」がある。	【「●」の表示】 医療保険者等がオンライン資格確認等システムで扱える文字の範囲外の文字で登録をしている場合、「●」で表示されます。 個別設定マスタで文字コード識別が「1（Shift_JIS）」に設定されている医療機関等（第1水準、第2水準漢字を使用）では、第3水準以降の文字の一部について、第1水準、第2水準漢字に変換して提供します。ただし、変換できないものは「●」で表示されます。
9	医療扶助を受給している患者が来院した際、オンライン資格確認結果として国民健康保険や後期高齢者医療制度の情報が表示された。	患者が属する福祉事務所又は医療保険者等に、どちらの資格が正しいか確認してください。
10	資格確認結果は、いつまで確認できるか。	資格確認を行った日から翌月末まで資格確認結果を確認することができます。そのため、資格確認を行った翌月末を超えると、資格確認結果は表示されないためご注意ください。
11	何らかの事情により、マイナンバーカードによる資格確認ができない。 ＜事例＞ ☐ 資格情報の結果、資格を喪失しているなど有効な資格	下記の方法のうち患者に確認可能な方法で資格確認を行ってください。 ・実物のマイナンバーカードと資格情報のお知らせを併せて提示 ・患者が自身のスマートフォン等によりマイナポータルにアクセスして医療保険の被保険者資格情報

#	質問	回答
	情報が表示されない ☐ モバイル端末や汎用カードリーダー等の故障 ☐ 医療機関等のネットワーク障害 ☐ マイナ資格確認アプリのエラー ☐ ICチップ破損 ☐ 利用者証明用電子証明書の有効期限切れ（猶予期間を過ぎている場合）	の画面を提示できる場合は、当該マイナポータル の画面（マイナポータルからダウンロードした資格 情報画面（PDF）も可）と実物のマイナンバー カードを併せて提示 ・患者がスマートフォンのみ持参した場合は、その 場でマイナポータルにログインし、資格情報画面を 提示 ※ 資格確認書を所持している場合、資格確認 書を提示
12	スクリーンショットを撮ると、黒い画面が保存されてしまう。	個人情報保護の観点から、マイナ資格確認アプリを画面に表示した状態でスクリーンショットを撮ると、画面上の情報が見えない状態で保存されます。資格確認実施後に、再度資格確認結果を確認したい場合は、資格確認結果画面右上に表示される「コピー」ボタンや、資格確認結果検索機能をご活用ください。
13	オンライン資格確認で「特別療養費支給対象者」と表示された。	口で医療に要した費用の全額（10割）を徴収してください。 この場合は、審査支払機関（国保連合会等）には、上部余白に「特別療養費」と朱書きしたレセプトをご提出ください。 患者本人が保険者へ申請しますので、患者様へ領収書をお渡しの上、「領収書を持って自治体等のご加入の国保窓口へ申請してください」とご案内ください。

第4章 お問い合わせ

オンライン資格確認に係る不明点について、「第3章 困った時には」を読んでも解決しない場合、医療機関等向け総合ポータルサイト※をご活用ください。

不明点の解消に向けては、以下の解決方法を用意しています。

① FAQ



【概要】FAQ は、オンライン資格確認に関する、よくある質問とその対応方法を記載しています。

【操作手順】医療機関等向け総合ポータルサイトから FAQ のページへアクセスしてください。カテゴリーごとに対応方法が記載されています。また、キーワードを入力することで関連情報を検索できます。

② お問い合わせフォーム



【概要】お問い合わせフォームは、オンライン資格確認等について担当者へ相談できる問い合わせ窓口です。24 時間 365 日問い合わせ可能ですが、担当者の回答に日数を要する場合があります。

【操作手順】医療機関等向け総合ポータルサイトからお問い合わせフォームのページにアクセスしてください。返信用の連絡先と問い合わせ内容を入力し送信することで、担当者が回答いたします。

③ 電話



【概要】オンライン資格確認等コールセンターでは専任のスタッフが電話で直接対応します。コールセンターの混雑時や営業時間外は問い合わせフォームをご活用ください。

【お問い合わせ先】

電話番号：0800-080-4583（通話無料）

営業時間：平日 8:00～18:00、土曜 8:00～16:00（日曜、祝日及び年末年始 12 月 29 日～1 月 3 日は除く。）

※医療機関等向け総合ポータルサイト

URL：<https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm>

二次元コード



モバイル端末等の安全管理に関するチェックリスト

- モバイル端末等を用いてオンライン資格確認のサービスを利用する場合、そのモバイル端末等は、施設等が業務用のみに用いる端末であることが望ましいです。
- 施設においては、以下のチェックリストを活用しながら、モバイル端末等を安全に管理するようお願いします。
- なお、職員個人の所有する又は個人の管理下にある端末の業務利用（Bring Your Own Device; BYOD）も想定されます。BYOD を実施する場合も、以下のチェックリストを活用して、施設が管理する情報機器等と同等の対策を講じるようお願いします。

チェック実施日：_____年____月____日

担当者：_____

チェック欄	対策内容
端末上の対策	
☐	OS やソフトウェアは、自動アップデート機能等により常に最新の状態に保ちましょう。また、提供元が確認できないソフトウェアをインストールしないようにしましょう。
☐	ウイルス対策ソフトウェアを導入して定期的なウイルススキャンを行い、悪意のあるソフトウェアを検出・除去するようにしましょう。また、ウイルス対策ソフトウェアを常に最新版に更新しましょう。
☐	端末に対して、推定されにくいパスワードやロック等を設定した上で、定期的に変更等するなどの対策を行いましょう。
管理上の対策	
☐	資格確認業務に用いる情報機器等について台帳で管理を行い、端末が、施設により許可された職員に使用され、上記の「端末上の対策」が講じられていることを定期的を確認しましょう。
☐	個人情報等の漏洩を防ぐため、端末等の安全管理について、職員に対して周知・教育訓練等を定期的に実施しましょう。

参考：「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第 6.0 版（令和 5 年 5 月）」